

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、当初調整給付^(注)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

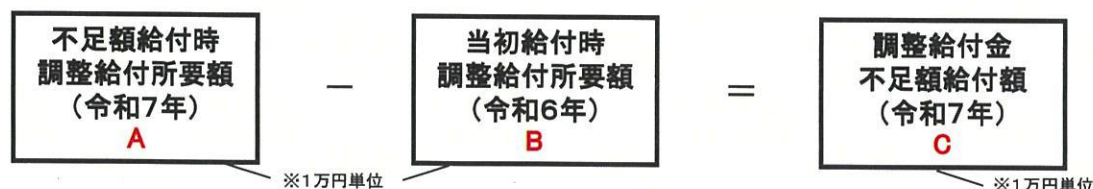
II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

①令和7年度の個人住民税が美郷町課税で、支給対象者のうち、令和6年度美郷町定額減税補足給付金（調整給付金）を受け取った方

- ・対象と思われる方には、支給内容や確認事項が記載された「**支給のお知らせ**」が届きます。記入されている口座情報や支給内容に変更がなければ、手続きは必要ありません。
- ・振込口座の変更、給付金の受給を辞退したい場合や、税額修正等による各数値の訂正がある場合は、手続きが必要になりますので、「支給のお知らせ」に記載の期限までに連絡してください。

②令和7年度の個人住民税が美郷町課税で、支給対象者のうち、令和6年度美郷町定額減税補足給付金（調整給付金）を受け取っていない方

- ・対象と思われる方には、支給内容や確認事項が記載された「**確認書**」が届きます。「確認書」に必要事項を記入して、添付書類とともに、ご提出ください。
- ・審査の上、順次手続きを進め、給付金を口座へ振り込みます。
振込は確認書を受理した日から3週間後が目安です。

上記以外の方

- ・令和6年中に美郷町に転入された方や「不足額給付Ⅱ」の対象と思われる方には、町で支給要件を確認でき次第、「確認書」または「申請書」をお届けします。
上記②と同様に手続きが必要です。
- ・町で課税状況等を確認できない方には、町からの書類の送付はありません。
書類が届いていない方で、ご自身が支給対象と思われる場合は申請が必要ですので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

提出先及び提出期限

美郷町役場町民生活課または各地域課へ、**令和7年10月31日（金）**までに提出してください。

振り込め詐欺」や個人情報の詐取」にご注意ください！

町や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ



美郷町役場 町民生活課 町民担当

0982-66-3604

受付時間 平日8:30～17:15